

熊本市民病院における地域医療支援病院承認申請について

熊本市民病院は、平成24年10月に地域医療支援病院の承認を受けましたが、熊本地震で被災したことにより、承認要件を満たさなくなったことから、平成28年8月に承認を取り消しています。

今般、建替後の運用実績が承認要件を満たしたことから、令和3年4月15日付けであらためて承認申請がなされました。

地域医療構想調整会議において協議が必要な事項

医療法施行規則の一部を改正する省令（R3厚生労働省令第63号）により、地域医療支援病院については、県医療審議会での審議に加え、以下のとおり地域医療構想調整会議での協議も必要とされました。

改正① 承認に当たっては、地域医療支援病院としての承認が地域における機能の分化及び連携に影響を与えることが想定されることから、予め地域医療構想調整会議において協議すること。

改正② 管理者の責務として「地域における医療の確保を図るために特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」が規定され、病床機能の分化連携を推進する観点から、どのような責務を追加すべきか地域医療構想調整会議において協議すること。

熊本・上益城地域調整会議での協議について

（改正①について）

承認にあたり「予め地域医療構想調整会議において協議すること」とされているため、協議を実施します。

事務局としては、以下の理由により地域医療支援病院としての承認は適当であると考えます。

- ・平成30年7月開催の調整会議において合意いただいた熊本市民病院が担う役割（「参考2」のとおりに）については、今回、熊本市民病院から、地域包括ケア病床（急性期：50床）を一般病床（急性期：50床）へ変更して運用する旨の説明がなされているが、病床機能に変更はないこと。
- ・以前地域医療支援病院として承認されていたものを再び承認しようとするものであること。

（改正②について）

熊本市民病院においては、地域医療支援病院としての承認後に他の地域医療支援病院も含めて責務の追加に関する協議を実施します。

このため、厚労省通知において想定される責務の現時点での実施状況について、「参考1」のとおりに参考までにお示しします。

※協議の実施時期は、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて検討します。